

一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明

指定管理者募集要項

令和7年8月

流山市教育委員会

目 次

1 趣旨.....	- 2 -
2 施設の概要.....	- 2 -
(1) 施設名称.....	- 2 -
(2) 所在地.....	- 2 -
3 募集の概要.....	- 2 -
(1) 指定期間.....	- 2 -
(2) 指定管理者の候補者の選定.....	- 2 -
(3) 選定結果の通知.....	- 3 -
(4) 指定管理者の指定.....	- 3 -
(5) 協定の締結.....	- 3 -
4 申請することができる者の資格及び申請の方法.....	- 3 -
(1) 申請者.....	- 3 -
(2) 申請の方法.....	- 4 -
(3) 必要な資格.....	- 5 -
(4) 留意事項.....	- 5 -
5 募集・選定スケジュール.....	- 6 -
6 指定管理料に関する事項.....	- 7 -
(1) 基本的な考え方.....	- 7 -
(2) 参考価格.....	- 7 -
7 協定に関する事項.....	- 7 -
(1) 基本的な考え方.....	- 7 -
(2) 協定締結までの手続.....	- 7 -
(3) 基本協定内容.....	- 8 -
8 法令等の遵守.....	- 8 -
9 業務の継続が困難となった場合の措置等.....	- 8 -
(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置.....	- 8 -
(2) その他の事由により業務の継続が困難になった場合の措置.....	- 8 -
10 課税に関すること.....	- 9 -
11 その他.....	- 9 -
(1) 業務開始までの協議.....	- 9 -
(2) 指定管理者変更に伴う業務引継ぎ.....	- 9 -
(3) 利益の還元に関すること.....	- 9 -
(4) 問合せ先及び関係書類提出先.....	- 9 -
12 参考情報.....	- 9 -
(1) 利用状況の実績.....	- 9 -
(2) 利用料金収入の実績.....	- 9 -

1 趣旨

本市では、一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明の指定管理者の指定に当たり、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、管理運営について創意工夫のある提案を持つ事業者を募集します。

なお、申請の際は、この要項のほか「一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明指定管理者の業務等に関する仕様書」等を確認の上、手続を行ってください。

2 施設の概要

(1) 施設名称

一茶双樹記念館及び通称 杜のアトリエ黎明

(2) 所在地

流山市流山6丁目670番地の1（一茶双樹記念館）

流山市流山6丁目562番地の2（杜のアトリエ黎明）

3 募集の概要

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(2) 指定管理者の候補者の選定

流山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定管理者の候補者を選定します。選定は、申請者が提出した関係書類をもとに審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

ア プレゼンテーション審査

選定委員会において、応募の動機や内容、取組など、提出書類に基づき申請者のプレゼンテーション審査を実施します。出席者は、各申請者（法人等）3名以内とします。なお、プレゼンテーション審査の場所・時間等の詳細は改めて通知します。

プレゼンテーションでは、プロジェクター、スクリーン、ケーブルは教育委員会で用意します。ノートパソコン等は申請者で御用意ください。

イ 審査基準

当日のプレゼンテーションについては、審査基準である指定管理者選定評価表に基づき説明してください。

ウ 目標値設定事項

申請に当たっては、次の事項について各年度の目標値を設定し、事業計画書内に明記してください。

(ア) 利用者数

(イ) 利用者の満足度（「流山市指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」によるもの）

(3) 選定結果の通知

指定管理者の候補者を選定したときは、関係書類を提出した申請者全てに対して速やかにその結果を通知します。

なお、選定に係る経緯については公開しないものとします。また、選定結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けません。

(4) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者が地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、流山市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。指定された際は、教育委員会からその旨を通知します。

なお、指定管理者の候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

(5) 協定の締結

指定管理者として指定された後に、包括的事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

4 申請することができる者の資格及び申請の方法

(1) 申請者

ア 申請者

法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の法人等が共同する共同事業体 *個人での申請はできません。

(ア) 共同事業体の場合

共同事業体の適当な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。*1事業者が複数の共同事業体の構成員になることはできません。

イ 申請者の制限

法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者及びその役員）が次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者

(ウ) 地方自治法第92条の2、第142条及び第166条第2号に該当する者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、これらの法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続の開始決定がされていない者

(オ) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者

(カ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていない者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体であること。また、役員に同条第6号に規定する暴力団員がいること。

(ク) 地方自治法第244条の2第11項に規定する者に該当する者

(ケ) 流山市が措置する指名停止期間中である者

(コ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は申請日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

(2) 申請の方法

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に定める以下の関係書類（正本1部、副本9部）を博物館の窓口に直接提出してください（郵送不可）。提出時に書類内容を確認するため、事前に来館日時を電話連絡してください。

ア 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書

イ 事業計画書、収支計画書及び自主事業計画書

※収支計画書については、事業計画書（別紙を含む。）で記載された全ての内容が計上されているものとします。また、自主事業計画書に記載する内容は、事業計画書及び収支計画書に含めることはできません。

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日が3か月以内のもの）

オ 納税証明書（4（1）イ（オ）に該当しない旨を証するもの）（発行日が3か月以内のもの）

（ア）法人市民税又は市県民税

（イ）消費税又は地方消費税

カ 営業許可・認可等の証明書

キ 直近3か年の財務状況が把握できる書類

ク 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）に定める障害者雇用状況報告書の写し（任意）

※当年度の障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

※公共職業安定所長への提出義務がない事業主については、常時、障害者を雇用していることがわかる書類を提出してください。

ケ 募集の告示日時時点で、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けたことがわかる書類（任意）

コ 募集の告示日時時点で、ちばSDGsパートナー又は同等の登録等がされていることがわかる書類（任意）

※4（2）アを1ページ目とし、全ての関係書類に通しのページ番号を記載してください。

※共同事業体の場合には、構成する全ての団体に係る4（2）ウ以降の関係書類を提出してください。その際、関係書類の綴り順は、代表企業関係書類ア、イ・・・構成企業1関係書類ウ、エ・・・構成企業2関係書類ウ、エ・・・としてください。

サ CD-RW又はDVD-RW

上記書類のデータが入ったもの。データ形式はMicrosoft office（Word、Excel、PowerPoint）若しくはPDFで表示できるものとします。

（3）必要な資格

施設の管理業務に不可欠な次の資格等を有する者を雇用している者（取得又は雇用見込を含む。）とします。なお、当該免許が必要な業務を再委託する場合は、再委託先の必須条件となります。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備

イ 建築物衛生管理業の登録

ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格（再委託不可）

エ 食品衛生法に基づく食品衛生責任者（再委託不可）

（4）留意事項

ア 重複提案の禁止

1 申請者につき、当該施設に対する事業計画等の提案は1案とします。

イ 提案内容変更の禁止

申請者が提出した関係書類の内容を変更することはできません。ただし、軽微な修正の場合は、この限りではありません。

ウ 虚偽の記載をした場合

申請者が提出した関係書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 申請の取下げ

やむを得ない事情により、申請を辞退する場合には、事前に教育委員会と協議した上で指示に従ってください。

オ 費用負担

申請及び提案に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

カ 事業者が提出した関係書類の取扱い

（ア）申請者が提出した関係書類は理由のいかんを問わず返却しません。

（イ）申請者が提出した関係書類は、選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。

（ウ）申請者が提出した関係書類について第三者から開示請求があった場合は、申請者と教育委員会で協議するものとします。

キ 接触の禁止

公募開始後、選定委員会の委員に対して、募集選定についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

ク 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が（１）イの事項に該当しないものとなります。

また、申請以降の構成員の変更は認めません。

5 募集・選定スケジュール

指定管理者の募集・選定スケジュールは、以下を予定しています。

- (1) 募集の開始（告示日）
令和7年8月25日（月）
- (2) 募集要項等の配布
令和7年8月25日（月）午前10時から9月24日（水）午後5時まで
（流山市ホームページからダウンロードしてください。）
- (3) 説明会の開催
ア 日時 令和7年9月4日（木）9時30分から
イ 場所 一茶双樹記念館
ウ 参加人数 申請者（法人等）2名以内
エ 申込先 問い合わせ先に同じ
- (4) 質問事項受付（E-mail）
令和7年9月10日（水）午前9時から9月11日（木）午後5時まで
上記受付期間内にEメールで問い合わせください。
- (5) 質問事項の回答
令和7年9月19日（金）午後5時までに市ホームページに掲載
全ての質問内容と回答をホームページ上で公開します。
ただし、意見、意思表示とみられるものへの回答はしません。
- (6) 申請（関係書類の提出）受付締切
令和7年9月24日（水）午前10時まで
- (7) 選定委員会の実施（プレゼンテーション実施予定日）
令和7年10月22日（水）、23日（木）、24日（金）
（予備日：令和7年10月20日（月）、21日（火））
日時等の詳細は改めて通知します。
- (8) 選定委員会の結果通知
令和7年10月下旬
- (9) 仮協定書の締結
選定委員会の結果通知後から11月末日までの間で、市が指定する日まで
- (10) 指定管理者への指定の通知
流山市議会第4回定例会終了後
- (11) 指定管理者との基本協定の締結
議決後から令和8年3月下旬まで

6 指定管理料に関する事項

(1) 基本的な考え方

次に記載する指定管理料の参考価格及び仕様書に記載する責任分担をもとに収支計画書を策定してください。策定に当たっては、消費税の額を明確にしてください。なお、収支計画書はホームページからダウンロードできます。

参考価格とは、施設の管理運営に当たり、「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）」から「利用料金等指定管理業務に伴い見込まれる収入の総額（収入）」を控除した額を基準として定めるもので、教育委員会が指定管理者に支払う「指定管理料」の目安です。参考価格については、現時点において指定期間中の支払いを保証するものではありません。

また、参考価格と著しく乖離した指定管理料の提案があった場合は、書類審査で選外扱いとなります。

なお、参考価格に自主事業に係る経費や収入は含みません。

○経費として計上する主な項目は次のとおりです。

- ・人件費
- ・事務費（消耗品、印刷製本費、通信費等）
- ・事業費
- ・管理費（光熱水費、保守管理費、施設修繕費（精算対象）、備品修繕費、備品購入費、環境整備費、施設内清掃費、保険料、租税・公課等）
- ・事務経費（労務、経理、契約、職員研修等に係る経費）

(2) 参考価格（消費税及び地方消費税を含む）

参考価格 26,000,000円（令和8年度）

138,300,000円（5年間の総額）

ア 上記の参考価格は、精算対象となる施設の修繕費1年当り300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を含んで積算しています。

イ 指定期間中の人件費（勤続年数、最低賃金改定等による上昇分）、物価変動を織り込んだ上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な収支計画書を策定してください。

7 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度は指定により指定管理者の権限が生じますが、管理に当たっての詳細な事項については、指定管理者として指定された事業者と教育委員会との相互の協議により、施設の設置目的や事情に応じて基本協定書において定めるものとします。

(2) 協定締結までの手続

指定管理者の候補者と選定された者は、事務事業の円滑な移行のため、教育委員会と協定の締結についての協議を行い、仮協定を締結します。

その後、議会の議決を経て、指定管理者として指定されたものは、教育委員会と基本協定を締結します。

(3) 基本協定内容

- ア 公の施設の管理業務に関する事項
- イ 公の施設の利用料金に関する事項
- ウ 教育委員会が支払うべき公の施設の管理費用に関する事項
- エ 緊急時に関する事項
- オ 公の施設の管理業務を行うに当たって、指定管理者が保有することとなった個人情報の保護、その他情報に関する事項
- カ アからオに掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項

8 法令等の遵守

指定管理者は施設の管理運営に当たり、地方自治法、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）、流山市行政手続条例（平成9年流山市条例第23号）、流山市情報セキュリティポリシー（平成15年策定）、流山市環境基本条例（平成13年流山市条例第22号）などの関係法令を遵守しなければならない。

また、障害者雇用促進法や女性活躍推進法等の主旨に沿って積極的な取組を推進するよう努めること。

9 業務の継続が困難となった場合の措置等

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置

教育委員会は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を執ることとします。この場合、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

また、教育委員会又は次期管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難になった場合の措置

災害その他の不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。ただし、一定期間内に協議が整わない場合、教育委員会は指定管理者の協定を解除できるものとします。

また、教育委員会又は次期管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう

に、引継ぎを行うものとします。

10 課税に関すること

会社等の法人に係る市民税、事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等は課税対象となる場合があります。課税に関する詳細については、国税は税務署、県税については県税事務所、市税につきましては流山市役所税務担当課に確認してください。

11 その他

(1) 業務開始までの協議

指定管理者は、指定管理者として指定された後、基本協定を締結するまでの期間においては、教育委員会と協議を行い、円滑に業務を開始するために必要な措置を講じるものとします。

(2) 指定管理者変更に伴う業務引継ぎ

現在の指定期間と指定管理者が変更になった場合には、現在の指定管理者と次期指定管理者との間で、円滑に業務を開始するために十分な引継ぎ等を行うものとします。

(3) 利益の還元に関すること

指定管理者が一事業年度において計画を大きく超える利益を得た場合には、何らかの方法で還元することを検討してください。どのような方法で還元するかについては、事業計画書の中で提案してください。

(4) 問合せ先及び関係書類提出先

〒270-0176 流山市加一丁目1225番地の6

流山市役所 生涯学習部 博物館 管理係

電話 04-7159-3434

Eメール hakubutsukan@city.nagareyama.chiba.jp

12 参考情報

(1) 利用状況の実績

別紙表1、2、3のとおり

(2) 利用料金収入の実績

別紙表4のとおり

別紙

利用状況の実績

表 1 利用件数・利用者数

場所	利用可能日数（日）	午前		午後		夜間		件数（件）		利用者数（人）	前年度合計 （）内利用者数
		件数（件）	計（人）	件数（件）	計（人）	件数（件）	計（人）	合計	合計		
一茶庵 ※1	307	87	693	76	708	5	24	168	1,425	148件	（ 1,049人）
双樹亭 ※1	307	58	533	61	674	5	285	124	1,492	134件	（ 960人）
杜のアトリエ黎明	307	204 ※2	854	-	-	-	-	204	854	218件	（ 858人）
施設全体		145	2,080	137	1,382	10	309	292	3,771	500件	（ 2,867人）

※1 一茶庵・双樹亭はそれぞれ一茶双樹記念館を構成する建物で、各項目を個別に算出している。以下の表も同様。
※2 杜のアトリエ黎明は1日単位で予約を受け付けているため、午前に記載の件数・人数が1日の件数・人数になる。以下の表も同様。

表 2 稼働率

場所	利用可能日数（日）	午前（％）	午後（％）	夜間（％）	年度平均（％）	前年度平均（％）
一茶庵	307	28.3 %	24.7 %	1.6 %	18 %	16%
双樹亭	307	18.8 %	19.8 %	1.6 %	13 %	14%
杜のアトリエ黎明	307	66.4 %	-	-	66 %	71%
施設全体		37.8 %	22.3 %	1.6 %	33 %	34%

表 3 不許可・減免件数

場所	不許可件数（件）	減免件数（件）
一茶庵	0	22
双樹亭	0	2
杜のアトリエ黎明	0	9
計	0	33

利用料金収入の実績

表 4 利用料金収入

場所	当年度分		前年度分	
	減免による収入額（円）※実収入額	正規利用の収入額（円）	減免による収入額（円）※実収入額	正規利用の収入額（円）
一茶庵	48,890	379,500	59,870	345,400
双樹亭	7,410	250,800	3,290	315,150
杜のアトリエ黎明	56,160	105,040	47,060	112,840
計	112,460	735,340	110,220	773,390